6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Taku Nishimura Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Superstructure of Nezugaseki-Bridge river in Route7

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 0 : 00 P.M. 29 October 2025

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00 P.M. 21 January 2026 (tenders brought with 3 : 00 P.M. 21 January 2026 or submitted by mail 3 : 00 P.M. 21 January 2026)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 3―3―1 Honcho Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第１条に規定する行政機関の休日）を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに次のとおりとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から令和８年１月21日午後３時まで

②　申請書等の提出期限（配置予定技術者に係る分を除く）　令和７年10月29日正午まで

③　配置予定技術者に係る申請書及び確認資料の提出期限　②に示す日の翌日から令和８年１月21日午後３時まで

④　入札の締切　令和８年１月21日午後３時まで

⑤　開札日時　令和８年１月29日午後１時30分

⑥　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認申請書の提出期限の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、令和７年12月26日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本公告は、インターネットの入札情報サービス（ＰＰＩ）［https://www.i-ppi.jp/］に掲載されています。

令和７年９月26日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ７―10　能越道穴水越の原橋梁復旧上部その１工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　石川県鳳珠郡穴水町宇留地地先

⑷　工事内容

コンクリート橋上部

ＰＣ片持箱桁製作工　１式

支承工　１式

架設工（片持架設）　１式

橋梁付属物工　１式

仮設工　１式

橋梁下部工

橋台躯体　１式

ＲＣ橋脚躯体工　１式

⑸　工期　全体工期：契約締結日の翌日から令和11年２月28日まで

⑹　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する令和６年能登半島地震に係る施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、令和６年３月13日付け国土交通本省の事務連絡「令和６年能登半島地震に係る「総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について」の取扱いについて」に基づき、賃上げを実施する企業に対する加点措置を行わない工事である。

※通知については、北陸地方整備局ホームページを参照：https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sougouchinage/index.html

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の対象工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

４）本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に承諾願を提出すること。

５）本工事は、契約手続に係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

７）本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。

また、実施方式については、受注者の希望により、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）又は単価を包括的に合意する方式（以下「包括的単価個別合意方式」という。）を選択できるものとし、「包括的単価個別合意方式」を選択する場合は、契約締結後、契約担当課から送付される「包括的単価個別合意方式希望書」を契約締結後14日以内に契約担当課へ提出すること。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「包括的単価個別合意方式」にて行うものとする。

８）本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

９）本工事は、ＩＣＴ活用工事（ＩＣＴ構造物工（橋梁上部）、施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

10）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型）である。

11）本工事は、完全週休２日交替制の取り組みを前提とした工事（発注者指定方式）である。

12）本工事は、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任指導者」という。）を工事契約後に配置することができる試行工事である。

13）本工事は、発注者が提示する新技術の活用を図る新技術活用工事である。

14）本工事は、受注者が新技術を選定したうえで活用を図る施工者選定型の新技術活用工事である。

15）本工事は、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者が工事の始期及び終期を任意に設定できる余裕期間（フレックス方式）工事である。

16）本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を行うことができる試行工事である。

17）本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

18）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

19）本工事は、契約締結後に「新たな施工技術等の活用とＰＲに関する工夫」を求める対象工事である。内容の詳細は、特記仕様書によることとする。